

# 「中間前金払」利用のしおり

～ 当該工事の資金繰りの改善、経営基盤の強化にご活用ください ～

## ■中間前金払制度とは

山形県発注工事では、当初前払金(請負金額の40%)に加え、簡単な手続きで請負金額の20%を「中間前払金」として請求可能です。

請求にあたって、部分払のような出来高検査はありません。

建設企業の資金繰りの改善、受発注者双方の事務省力化に資する制度として、山形県では平成12年より導入し、活用を促進しています。

山形県ホームページ「中間前金払制度の活用促進について」

<https://www.pref.yamagata.jp/180030/kurashi/kendo/kensetsugyou/mae.html>

## ■対象となる工事

当初請負金額 100万円以上の工事

## ■請求の要件

- ① 請負契約時に中間前金払を選択していること(契約書の中間前払金の欄の「有」を○で囲むこと。)
- ② 工期の1/2が経過していること。
- ③ 工期の1/2までに実施すべき作業が終了していること。
- ④ 出来形が50%以上あること。

## ■中間前金払のメリット

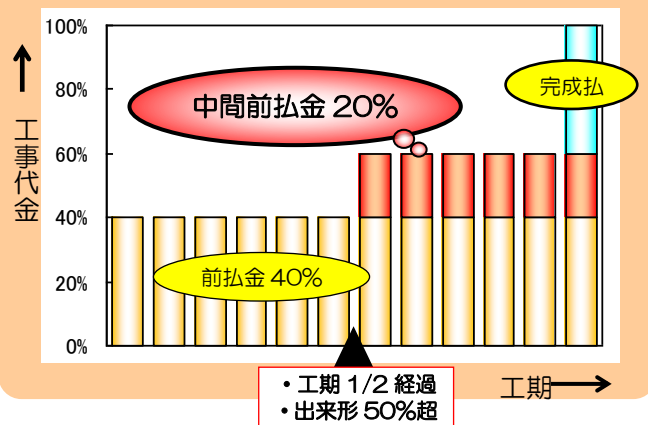
### ◇ 工期後半の資金需要に対応

完成払を待たず、工期半ばに必要な資金を調達出来ます

### ◇ 手続きが簡単

出来高検査が無く、請求手続きは書面のみで行ないます

## 工事代金の受領イメージ



山形県

# 中間前金払 Q&A

Q 1) 中間前金払を利用するには、請負契約時にどうすればよいですか？

→請負契約書の「中間前払金」欄の「有」を○で囲んでください。

Q 2) 請負契約書の「中間前払金」欄の「有」を選択した場合、必ず請求しなければなりませんか？

→いいえ。必ず請求する必要はありません。

請求する／しないは、工期が1／2を経過した時点で判断してください。

Q 3) 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

→以下3点を満たしたことを確認してください。

- ①工期の1／2が経過していること
- ②工期の1／2までに実施すべき作業が終了していること
- ③出来形が50%以上あること

Q 4) 認定請求までの施工期間中に必要な手続はありますか？

→毎月の履行状況を「工事履行報告書（県様式第10号の3）」で監督職員へ提出してください。ただし、請負金額が1,000万円未満の場合は、認定請求時に「工事履行報告書」を提出してください。

Q 5) 請求時に発注者に提出する書類は、何ですか？

→下記の書類に必要事項を記入のうえ提出し、「中間前金払認定調書」の交付を請求してください。

- ①中間前金払認定請求書（県様式第10号の2）
- ②工事履行報告書（県様式第10号の3）

※詳細は発注部局にご確認ください

Q 6) 保証事業会社の保証証書は必要ですか？

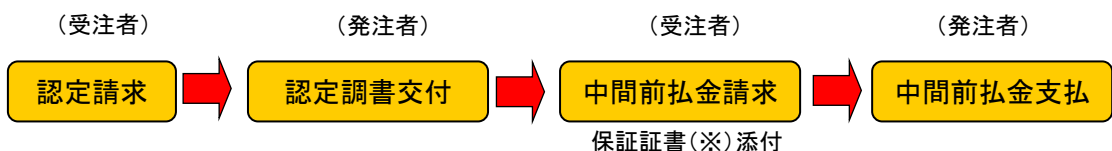
→必要です。

発注者から交付を受けた「中間前金払認定調書」を保証事業会社に提出し、中間前払金保証の申込を行ってください。

保証の手続については、保証事業会社へお問い合わせください。

Q 7) 認定請求から支払までの流れはどのようになりますか？

→概要は以下のとおりです。



(※)電子保証の場合は、保証証書の添付に代えて保証契約番号及び認証キーを電子メールで送信すること。